

武蔵野市百年史続編（仮称）編さん委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市百年史続編（仮称）（以下「続編」という。）を編さんするため、武蔵野市百年史続編（仮称）編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、市長に報告する。

- (1) 続編の編さん方針に関すること。
- (2) 編さんに必要な事業の計画、運営及び調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 委員会は、続編に係る資料の収集及び調査並びに続編の編集に関する実務を行う。

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、続編の編さん業務が終了するまでとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（監修者）

第7条 委員会に監修者を置くことができる。

- 2 監修者は、第2条第1項各号に掲げる事項についての助言及び続編の監修を行うものとする。
- 3 監修者は、市長が別に委嘱する。

（報告）

第8条 委員会は、審議の状況及び実務の進行状況を随時市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策室企画調整課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月3日から施行する。

別表（第3条関係）

氏名	職
小池 牧子	編集者
長沼 石根	ジャーナリスト
木村日出夫	元武蔵野市助役
船崎 尚	武蔵野市図書・文化専門委員
南條 和行	企画政策室長